

郷土室だより

第154号

平成28年3月1日

編集・発行

中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 27-038

『江戸・東京の川』中央区の川(三)

前号では、六〇カ所の河岸を「江戸漆の河岸」として掲載しましたが、さっそく記載漏れの河岸があるとの指摘をいただきました。今後、川筋ごとに橋や河岸地について考察しますので、そこで「漏れ」については補足していきたいと思えます。今回は「河岸」と「物揚場」の話のつづきになります。

◇物揚場とは

繰り返しになりますが、幕府や大名などの武家地の「河岸」に相当する施設を、物揚場といたしました。河岸も物揚場も、荷揚施設の形態には大差ありませんが、身分によって施設の呼び方が区別されていたわけです。もともと初期の江戸城築城工事当時は、河岸と物揚場の区別はなかったようで、水路は江戸城建設資材の輸送路と荷揚場として利用されました。各大名に割り当てられた築城工事が終了すると、輸送路としての役割を果たしていた水路は、順次締めきられて堀に転用。こうして水路

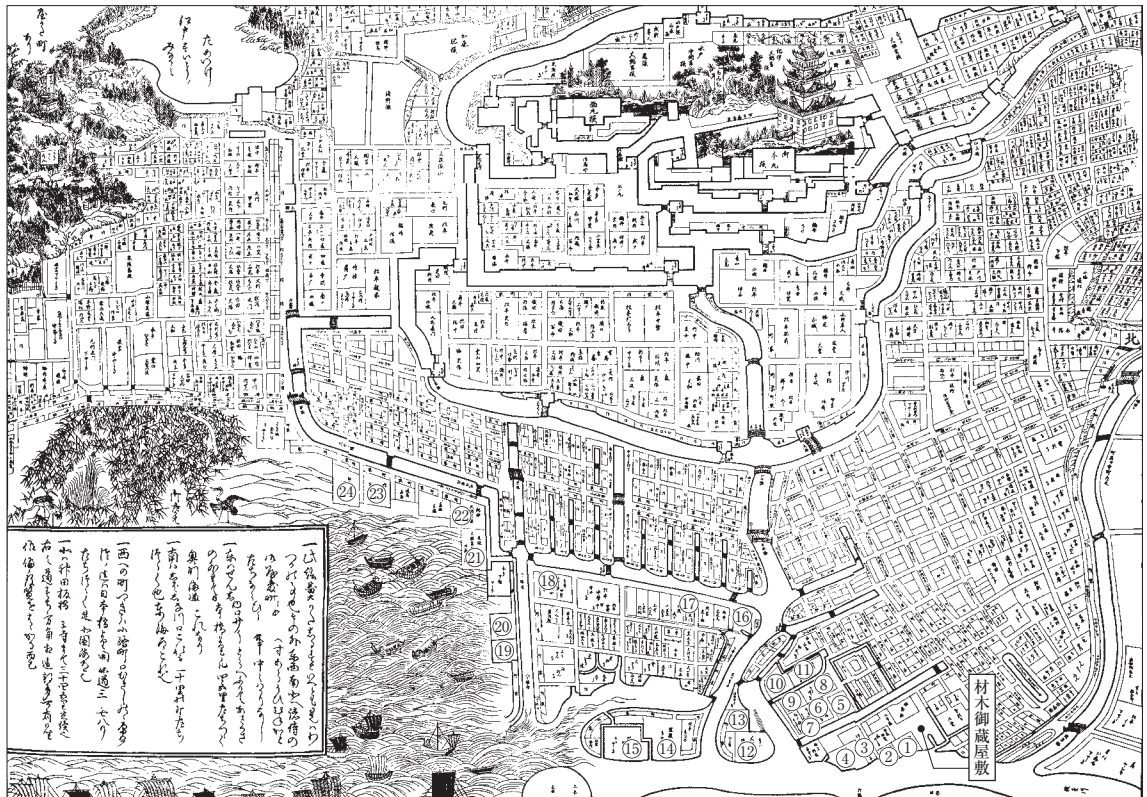


図1 武州豊嶋郡江戸庄圖(寛永江戸図) 全図

は城廓の外へと移動しながら、輸送路の役割を続けていきました。

幕府の物揚場の場合は、和田倉と呼ばれる蔵が日比谷入江の沿岸に並んでいましたが、のちに米蔵は浅草蔵前へ移され、竹蔵は本所、船蔵は深川、木置場や石置場なども本所・深川へと移設されていきます。こうして隅田川の両岸や江戸湾に面した枢要な場所には幕府直轄の物揚場が置かれ、「御蔵」などと呼ばれました。

また大名の物揚場は、江戸城築城の際に出された天下普請によって生まれた都市施設です。天下普請の号令で、全国から動員された大名が築城工事に従事したので、物揚場は建築資材の陸揚げ施設と資材置場で、国元から動員された労務者の飯場や宿舎も兼ねており、敷地も一万坪単位の広大なものがほとんどでした。

寛永期（一六二四～四四年）頃には、これらの物揚場は下屋敷や蔵屋敷などの名称に変わっていき、各藩の専売品を「産地直送」のかたちで運びこみ、出入りの専売業者にさばかせる。水辺沿いの下屋敷や蔵屋敷は、経済活動

の重要な拠点でもあったわけですから。

その後隅田川右岸の浜町付近から下流の河口部にかけて、御三家や有力大名の下屋敷（蔵屋敷）が多く並ぶようになり、大半は「藩専用」の物揚場になっていきます。

◇『武州豊嶋郡江戸庄図』（寛永江戸図）をみる

寛永江戸図は、日本で最初に臨海部に成立した近世都市・江戸の全体像を描いたものです。刊記はありませんが、記載されている諸大名の名やその他の内容から、多くの研究者によって寛永九（一六三二）年頃の作成と推定されています。

掲載した図1は、中央区沿革集の京橋篇・日本橋篇に掲載している『武州豊嶋郡江戸庄図』（寛永江戸図）です。縮尺の都合で、細部は読み取ることができませんので、ぜひ中央区沿革図集で確認していただきたいと思えます。それを模式図化したものが前号（郷土室）より第153号の図1です。この二つの図から、一、江戸城

を中心に大部分が武家地であること、二、寺社地は僅かな部分で、寺院が集中している場所も限られること、三、八町堀や霊岸島の埋立が進行中であること、四、小網町や箱崎が洲に近い状態であること。当時のメインストリートである本町通りと通り町筋の幹線道路に沿って町地が成立している

ことなどを読み取ることができ、その他に御三家および諸大名の蔵屋敷が、隅田川沿いに配列されていることが特徴的です。

隅田川の右岸、神田川の合流点上流に幕府の御蔵屋鋪（現・台東区蔵前）があり、本願寺御堂の南には材木御蔵屋敷や竹蔵があります。そして現在の浜町から蛸殻町一帯にかけて諸大名や水戸様御蔵屋敷などが並んでいました。

右下にある材木御蔵屋敷の左側には①伊丹播磨蔵屋敷 ②松平左衛門蔵屋敷 ③稲葉丹後守蔵屋敷 ④水戸様御蔵屋敷などが並びます。稲荷堀の一帯には⑤板倉諏訪蔵屋敷 ⑥永井信濃蔵屋敷 ⑦高力撰津蔵屋敷 ⑧青山大蔵蔵屋敷 ⑨酒井讃岐蔵屋敷 ⑩酒井雅楽守蔵屋敷 ⑪土井大炊蔵屋敷など。

現在の箱崎には⑫駿河大納言様御蔵屋敷 ⑬向井将監下屋敷があり、霊岸島には⑭霊巖寺屋敷 ⑮松平伊豫忠昌蔵屋敷。また船手屋敷と呼ばれた楓川の東側には⑯向井将監のほか ⑰九鬼長門下屋敷⑱島田弾正正利下屋敷などの名前が見えます。

八町堀から三十間堀沿いを見てみましょう。八町堀沿いに⑲松平宮内庫安芸 ⑳丹羽五郎左衛門蔵屋敷、三十間堀沿いには㉑尾張大納言様御蔵屋敷 紀伊國橋際の㉒紀伊大納言様蔵屋敷 ㉓松平周防下屋敷 ㉔松平越後守蔵屋敷が並んでいます。

* 紀伊家・尾張家の領地は、ともに木材の大産地でした。この蔵屋敷こそ、大名直営の物揚場と倉庫、販売組織があった場所といえます。

このように寛永江戸図から、隅田川右岸の浜町付近一帯から下流の京橋地域、河口部にかけては御三家や有力大名の下屋敷や蔵屋敷が多く並び、「藩専用」の物揚場だったことがわかります。

◇河岸地の行政

では河岸地はどのように使用され、管理されていたのでしょうか。ことによります。

まず、江戸の町地の地主には、公役^{やく}Ⅱ町入用^{ちゆうにゅうよう}が課税されました。現在の地方税に相当します。この課税標準は、公道に面した間口の長さ^{長さ}を基準（奥行二〇間を原則）にして決められていて、小間割^{こまわり}とも呼ばれました。水路に面した地所は、場所にもよりますが一般の場

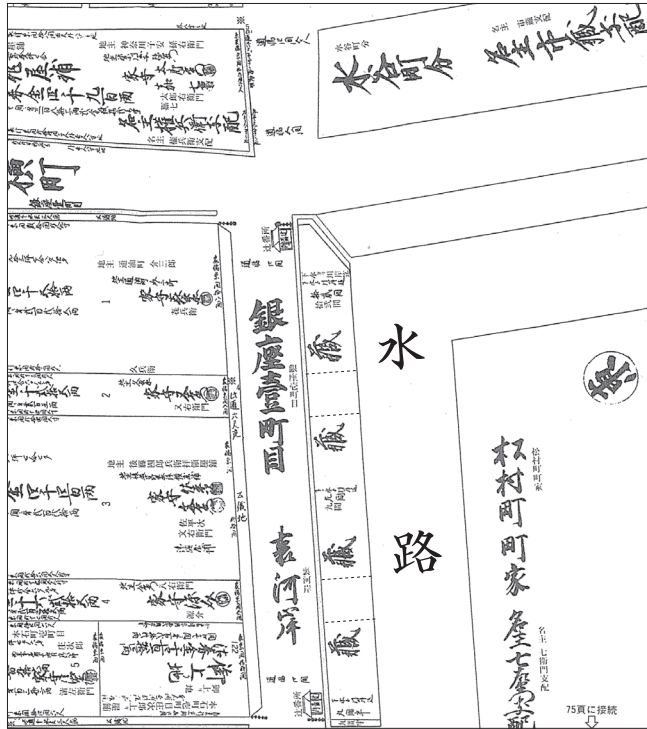


図2 「銀座一〜三丁目A（3図）」の一部

所より高率の税が課せられていた。それは地所の間口に等しく河岸地の使用権が認められていたことによります。

図2の『中央区沿革図集』の「延享沽券図」と図3のように、蔵が河岸に面して軒を連ねています。そして、地主は所有する地所から、公道をふくめて河岸（蔵地）の水際まで自由に使用することができ

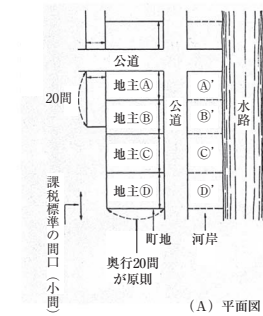


図3 「江戸の川・東京の川」(井上書院)を基に作成

所の所管で、「高積見廻り」役が置かれていました。河岸地に陸揚げされた物資（商品や薪炭・材木など）を積み上げておくケースが多く、規定の高さや広さ以内に荷が積まれているか監視・取り締まるのが役。同時に防火（延焼・飛火）防止に対する配慮や河岸の利用者を規制することも重要な役目でした。しかし河岸地を制限する法令もたびたび出されていることから、市民にはあまり守られていなかったことが分かります。

◇河岸地の変化

時代が江戸から明治へと変わりますが、河岸地の機能は変わらず重要な役割を果たしていました。河岸地は貨物の集散・荷揚げ・積

- 置きや発送などや地方との連絡にも利用され、業者の共同使用地だったこともあり、明治元（一八六八）年には「河岸地に関する規則」が出されます。
- （借用河岸地障壁取設心得）
- 第一類 石室、土蔵、煉化石室、右周囲の塀壁を設けると設けざるとは各自の自由なりとす（略）。
- 第二類 納屋、物置、諸工場等、右周囲の塀壁を設け瓦或は金属を以て屋を葺くべし。
- 第三類 石砂利、土砂、瓦、煉化石、陶器類、巨大の鋳物置場、草木の植浄、右周囲の塀壁を設けるべし。
- 第四類 炭薪、船具（金属にあらざるもの）其他の材、枯草株類、諸車、右間隙なき塀壁煉塀板垣の類を設けるべし。
- 第五類 材木、竹、其他長大なる物置場、右周囲の塀壁を設けるべし。
- 第六類 染物引干場、紙干場、布晒場の類、右周囲の塀壁を設けるべし。

◇河岸地に正式名称

明治九(一八七六)年から同一三(一八八〇)年にかけて東京府達が出され、俗称で呼ばれていた河岸地の大半に正式名称がつけられました。『東京市史稿・市街篇』による河岸名は次の通りです。(中央区史・中巻に掲載の河岸地も含めていいます)

〈隅田川筋〉①新柳河岸(明治二三年一月二二日 第一一九号)「新柳町地先大川沿之河岸地新柳河岸と相唱候」以下の河岸名では「」を略します) ②元柳河岸(明治一七年六月二日 第二二一号) ③稻荷河岸(明治一一年二月一八日 第六五号) ④越前堀河岸 ⑤湊河岸(明治一一年一月一四日 第四三八号) ⑥船松河岸(明治一一年一月二三日 第三五六号) ⑦明石河岸(神田川筋) ①柳原河岸(外濠筋) ①城辺河岸(明治一一年九月一六日 第三二三号) ①日本橋川筋) ①裏河岸(明治一〇年一月二二日 第七〇〇号) ②西河岸(明治一〇年八月八日

第一二三号) ③魚河岸(明治一二年三月一八日 第五二二号) ④四日市河岸 ⑤末広河岸(明治一〇年九月一〇日 第一八六号) ⑥鎧河岸(明治一〇年九月一〇日 第一八七号) ⑦茅場河岸 ⑧北新堀河岸 ⑨南新堀河岸(明治一〇年八月一四日 第一二五号)

①米河岸(明治一〇年一月二〇日 第二七七号) ②南塩河岸(明治一〇年九月二八日 第二二六号) ③北塩河岸(同上) ④小舟河岸(明治一一年六月六日 第三三八号) ①東堀留川筋) ①東方河岸(明治一〇年一月二二日 第六二七号) 親父橋より以北堀留迄の河岸地東岸を東方河岸、西岸を西方河岸と可相唱) ②西方河岸(同上) *明治一一年四月二日 第一三九号では「親父橋より以南小網町二丁目角稻荷新道之河岸地自今東方河岸と相唱」とある。

①行徳河岸(明治一〇年一月二二日 第二八三三号) ③永久河岸(明治一一年一月二二日 第三四三三号) ④蛸殻河岸(明治二二年六月一九日送達 新設) ①東緑河岸(明治一一年二月二日 第五七号) ②西緑河岸(同上) *明治一九年九月一日 第八二二号では「浜町川西岸の河岸地龍閑川より柳原橋迄を岩井河岸と名づけ、龍閑川以南を西緑河岸に編入す」とある。

①菖蒲河岸(明治一一年三月二日 第二〇号) ②行徳河岸(明治一〇年一月二二日 第二八三三号) ③永久河岸(明治一一年一月二二日 第三四三三号) ④蛸殻河岸(明治二二年六月一九日送達 新設) ①東緑河岸(明治一一年二月二日 第五七号) ②西緑河岸(同上) *明治一九年九月一日 第八二二号では「浜町川西岸の河岸地龍閑川より柳原橋迄を岩井河岸と名づけ、龍閑川以南を西緑河岸に編入す」とある。

①龜島川筋) ①壘岸河岸(明治一一年一月九日 第三四一号) ②日比谷河岸(明治一〇年五月二二日 第六一号) ③将監河岸(明治一〇年五月一七日 第五八号) ④龜島河岸 *明治一三年五月七日 第一六〇号では「新船松町地先將監河岸共同物揚場之通改正候」とある。

①楓川筋) ①楓河岸(明治一一年九月二二日 第三一〇号) ②本材木河岸(明治一〇年三月二三日 第三五号) ①北桜河岸(明治一〇年三月五日 第二二二号) ②南桜河岸(明治一一年一月一日 第三七〇号) ①京橋川筋) ①大根河岸(明治一〇年八月三日 第一〇七号) ②竹河岸(明治一〇年一月二五日 第一五号) ③白魚河岸(三十間堀川筋) ①蝸河岸(明治一三年一月二二日 第九五号) ②白魚河岸(明治一一年六月六日 第九五号) ③東豊玉河岸(明治一一年一月二二日 第三七四号) ④西豊玉河岸(明治一一年一月二二日 第三七三三号) ①入船川筋) ①新富河岸(築地川筋) ①小田原河岸(明治一二年一月二十日 第三三一号) ②南飯田河岸 ③上柳原河岸

これらの河岸地の名称は、震災後の町名整理まで存続しました。(以下次号) (菅原健二)